

4/28  
未読

## 10万円給付DV避難者の手続きは？

Q DV避難者が、世帯主でなくても1人10万円の特別定額給付金を受け取れると聞きました。どんな手続きが必要ですか？

(読者)

### 4月30日が期限

A いま住んでいる 偶者からの暴力を理由区市町村の給付金担当 に避難していることを窓口で、「申出書」(配 申し出る書類)を提出

します。そうすると、住民票のある自治体に、いまの住所は知らせず連絡がいき、手続きした人とその同伴者の分の給付金は、世帯主への支給がストップ  
「申出書」には、次の書類のいずれかの添付が必要です。  
・ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書  
や、市町村が発行するDV被害申出確認書  
・ 保護命令決定書の謄本または正本  
申し出の期限は4月

されます。

「申出書」の様式は全国統一です。市町村の窓口や婦人相談所、総務省ホームページなどで入手できます。

「あきらめずに手続きを！」「まずは相談を！」この情報が必要としている人に届くよう、SNSや連絡・運営網を使って大いに広げてください。

30日までです。それを過ぎても申請はできませんが、世帯主に被害者と子どもの分が支給されてしまう前に、できるだけ早く手続きをしましょう。

「あきらめずに手続きを！」「まずは相談を！」この情報が必要としている人に届くよう、SNSや連絡・運営網を使って大いに広げてください。

(2020・4・28)

ご質問は、メール  
hensyukoe@jcp.or.jp  
またはファックス03(66300)190  
4までお寄せください。

知りたい  
聞きたい